

授業料免除制度（４年生以上）

1. 授業料免除の概要

経済的理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者等には、本人の申請に基づき、当該期分の授業料が免除されることがあります。

なお、前期及び後期の両方において授業料の免除申請を予定している場合は、前期の申請時に前期分と後期分を一括申請することができます。

授業料免除申請者は、免除の許可又は不許可の通知があるまで授業料の納付が猶予されません。したがって、その間授業料を納付しないでください。（納付した授業料は、授業料免除を申請しても返還されないので注意してください。）

2. 授業料免除対象者

次のいずれかに該当する者です。ただし、授業料を滞納している者及び申請前6ヶ月以内に学則第38条により停学の処分を受けた者は、出願資格がありません。

(1) 経済的理由による場合【４年生以上】

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
ただし、次の各号の一に該当する者は、免除の対象になりません。

- ① 特別の理由なく同一の学年に留まっている者
- ② 既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した者

(2) 災害等の特別な事情による場合【４年生以上】

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 各期授業料の納期前6ヶ月以内（新入学生の前期分においては、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(3) 授業料免除における特別措置による場合

各期授業料の納期前6ヶ月以内において、学資負担者の失職等（自己都合退職を除く）により著しい家計の急変があった場合

3. 免除の判定

免除の判定は、学力基準及び家計基準に該当する者の中から、学生委員会において審議し、免除実施可能額の範囲で行います。

4. 授業料免除基準について

① 学力基準

各学年において標準的な単位数（4年生：3年時101単位，5年生：4年時136単位，専1年生：なし，専2年生：専1年時31単位）を取得し，かつ前年度の学年末学業成績（前期申請の場合）又は前期末学業成績（後期申請の場合）が，平均70点以上もしくはクラス順位2/3以内であること

※ 母子・父子家庭，生活保護世帯など経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については，特例でクラス順位が3/4以内となることがあります。

② 家計基準

申請者の世帯の年収・所得金額から，規定で定められている特別控除額（家族構成・家庭事情等で異なる）を差し引いた金額（認定所得額）が，収入基準額以下であること。

5. 免除の金額

家計の状況により，各期分の授業料の全額又は半額。

6. 申請手順について

① 前期分は3月頃に，前年度の学年末成績通知書に申請書を同封します。後期分は夏季休業前に学生支援係で申請書を配布します。

② 前期分は，申請書を期限（4月上旬）までに提出した者に，「授業料免除申請のしおり」を配布します。配布された資料に基づき，申請書以外の提出書類を期限（6月中旬）までに学生支援係へ提出してください。

後期分は，申請書と「授業料免除申請のしおり」を一括して夏季休業前に配布しますので，期限（10月上旬）までに，申請書を含む提出書類を学生支援係へ提出してください。

③ 提出された書類に基づき，選考を行います。結果は郵便により保護者へ通知します。

④ 授業料の免除が不許可とされた場合又は半額免除の許可をされた場合は，指定する日までに，納付すべき授業料を納付してください。

※ 前期免除申請時に，後期分も併せて免除申請することができます。

7. 留意事項

① 免除予算額には限りがあるため，基準に該当していても免除できないことがあります。

② 免除は前期・後期で申請時期が決まっていますので，申請期限を過ぎた場合は申請できません。申請時期については，毎回，学生向けの掲示等でお知らせしますので，免除が必要な場合は，注意しておいてください。

なお，前期分は4月上旬，後期分は10月上旬が申請期限となっています。